

令和 7 年 1 月 25 日 招集

令和 7 年 第 4 回 薩摩川内市議会定例会

報 告

報 告 番 号	件 名	備 考
1 8	専決処分の報告について (損害賠償の額を定め、和解するについて)	
1 9	専決処分の報告について (損害賠償の額を定め、和解するについて)	

報告第18号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づく、専決処分事項の指定について（平成17年3月30日議決）の定めるところにより、下記の事項を専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年11月25日

薩摩川内市長 田中良二

記

損害賠償の額を定め、和解するについて

参照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決第8号

損害賠償の額を定め、和解するについて

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年11月4日

薩摩川内市長 田中良二

市道の維持補修作業中において発生した事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

1 和解の相手方 住 所
氏 名

2 損害賠償の額 175,500円

市道の維持補修作業中において発生した事故に関し、相手方に対する損害賠償金

3 和解の内容の要旨

- (1) 本件事故による損害賠償金として、本市は、相手方に対し175,500円を支払うものとし、相手方は、当該損害賠償金のほか本市に対して請求しないものとする。
- (2) 今後、本件事故に関し、双方とも異議の申立て、訴訟等は一切行わない。

専決処分する理由

市道の維持補修作業中において発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解するについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づく、専決処分事項の指定について（平成17年3月30日議決）の定めるところにより、専決処分する。

参考

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができます。

2 略

参考

専決第8号 損害賠償の額を定め、和解するについて（資料）

1 事故の概要

令和7年8月28日午後2時頃、東郷町斧渕地内の市道古城石堂線において起きた事故で、本市道路維持補修等業務専門員が、草刈機で除草作業を行っていたところ、同作業中に跳ねた小石が、同市道に隣接する宅地に駐車していた相手方車両に当たったものである。

この事故により、相手方車両は、フロントガラスを損傷したものである。

なお、人身に負傷はなかった。

2 和解の内容

区分	損害賠償基準額	過失割合	損害賠償額
車両修理代	135,900円		
代車代	39,600円		
合計	175,500円	100パーセント	175,500円
本市は、175,500円を損害賠償金として相手方に支払う。			

3 その他

相手方への支払額175,500円については、公益社団法人全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険により補填される予定である。

報告第19号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づく、専決処分事項の指定について（平成17年3月30日議決）の定めるところにより、下記の事項を専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年11月25日

薩摩川内市長 田中良二

記

損害賠償の額を定め、和解するについて

参照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決第9号

損害賠償の額を定め、和解するについて

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年11月4日

薩摩川内市長 田中良二

市道の維持補修作業中において発生した事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

1 和解の相手方 住 所

氏 名

2 損害賠償の額 52,580円

市道の維持補修作業中において発生した事故に関し、相手方に対する損害賠償金

3 和解の内容の要旨

(1) 本件事故による損害賠償金として、本市は、相手方に対し52,580円を支払うものとし、相手方は、当該損害賠償金のほか本市に対して請求しないものとする。

(2) 今後、本件事故に関し、双方とも異議の申立て、訴訟等は一切行わない。

専 決 処 分 す る 理 由

市道の維持補修作業中において発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解するについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づく、専決処分事項の指定について（平成17年3月30日議決）の定めるところにより、専決処分する。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 略

参考

専決第9号 損害賠償の額を定め、和解するについて（資料）

1 事故の概要

令和7年9月17日午後2時40分頃、高城町地内の市道本城・瀬ノ岡線において起きた事故で、本市道路維持補修等業務専門員が、草刈機で除草作業を行っていたところ、同作業中に跳ねた小石が、同市道に駐車していた相手方車両に当たったものである。

この事故により、相手方車両は、右リアサイドガラスを破損したものである。なお、人身に負傷はなかった。

2 和解の内容

区分	損害賠償基準額	過失割合	損害賠償額
車両修理代	52,580円	100パーセント	52,580円
本市は、52,580円を損害賠償金として相手方に支払う。			

3 その他

相手方への支払額52,580円については、公益社団法人全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険により補填される予定である。